「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」（平成元年 12 月 1 日制定（空航第 769 号、空検第 928 号））
一部改正　新旧対照表

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 整理番号4-008 | 整理番号4-008 |
| 平成元年12月1日制定（空航第769号、空検第928号）<br>平成2年3月30日一部改正（空航第246号、空検第328号）<br>平成7年3月6日一部改正（空航第31号、空機第53号）<br>平成12年1月31日一部改正（空航第92号、空機第89号）<br>平成21年10月26日一部改正（国空航第568号、国空機第639号）<br>平成23年6月30日一部改正（国空航第516号、国空機第280号）<br>平成24年3月30日一部改正（国空航第163号、国空機第179号）<br>平成24年12月27日一部改正（国空航第749号、国空機第1055号）<br>平成28年12月28日一部改正（国空航第7992号、国空機第7233号）<br>平成29年2月14日一部改正（国空航第9564号、国空機第8442号）<br>令和2年9月30日一部改正（国空航第1904号、国空機第636号）<br>令和8年4月20日一部改正（国空安政第130号） | 平成元年12月1日制定（空航第769号、空検第928号）<br>平成2年3月30日一部改正（空航第246号、空検第328号）<br>平成7年3月6日一部改正（空航第31号、空機第53号）<br>平成12年1月31日一部改正（空航第92号、空機第89号）<br>平成21年10月26日一部改正（国空航第568号、国空機第639号）<br>平成23年6月30日一部改正（国空航第516号、国空機第280号）<br>平成24年3月30日一部改正（国空航第163号、国空機第179号）<br>平成24年12月27日一部改正（国空航第749号、国空機第1055号）<br>平成28年12月28日一部改正（国空航第7992号、国空機第7233号）<br>平成29年2月14日一部改正（国空航第9564号、国空機第8442号）<br>令和2年9月30日一部改正（国空航第1904号、国空機第636号） |
| サーキュラー | サーキュラー |
| 国土交通省航空局安全部長 | 国土交通省航空局安全部長 |
| 件名：本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件 | 件名：本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件 |
| 本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機の乗客の安全を確保するための装備品等に関し、事業計画等の審査は航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号）で規定されるものに加え、以下の要件によることとする。 | 本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機（乗客用座席３０席を超える飛行機又は最大有償搭載量が３４トンを超える飛行機）の乗客の安全を確保するための装備品等に関し、事業計画等の審査は航空法施行規則で規定されるものに加え、次の要件によることとする。 |
| なお、本要件に適合させることが適当でない場合又は他の方法により同等の安全性が確保される場合には、安全部長の承認を得て他の方法によることができる。 | なお、本要件に適合させることが適当でない場合又は他の方法により同等の安全性が確保される場合には、安全部長の承認を得て他の方法によることができる。 |
| １．飛行機の計器及び装備品 | １．飛行機の計器及び装備品 |
| １－１　本通達の計器及び装備品の要件は、航空運送事業の用に供する次に定める大型飛行機による全ての運航に適用する。<br>ａ　飛行機のうち、客席数が３０を超えるもの又は最大有償搭載量が３．４トンを超えるもののいずれかに該当するもの<br>ｂ　適用範囲が個別に規定される場合は、ａの規定に関わらず、個別に規定される適用範囲のもの | １－１　別に規定する場合を除き、本通達の計器及び装備品の要件は、航空運送事業の用に供する大型飛行機による全ての運航に適用する。<br>（新設） |
| １－２・１－３　（略） | １－２・１－３　（略） |
| １－４　航空運送事業者は、１－４－１及び１－４－２の計器及び装備品が作動可能な状態でなければ飛行機を離陸させてはならない。ただし、本通達により要求 | １－４　航空運送事業者は、１－４－１及び１－４－２の計器及び装備品が作動可能な状態でなければ飛行機を離陸させてはならない。ただし、本通達により要求 |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| される計器若しくは装備品が飛行中に不作動となった場合、又は当該計器若しくは装備品が不作動の状態で飛行機を離陸させる場合には、運航規程に従うこと。 | される計器若しくは装備品が飛行中に不作動となった場合、又は当該計器若しくは装備品が不作動の状態で飛行機を離陸させる場合には、運航規程に従うこと。 |
| １－４－１　当該飛行機の型式証明において耐空性の要件に適合するために要求される計器及び装備品並びに次の規定により要求される着陸装置の音声警報装置 | １－４－１　当該飛行機の型式証明において耐空性の要件に適合するために要求される計器並びに装備品及び次の規定により要求される着陸装置の音声警報装置 |
| １－４－１－１～１－４－１－３　（略） | １－４－１－１～１－４－１－３　（略） |
| １－４－２　全ての運航に適用される２．から１５．までの計器及び装備品並びに特定の運航に必要となる１６．から２５．までの計器及び装備品であって、１－４－１により要求されていないもの | １－４－２　全ての運航に適用される２．から１４．の計器並びに装備品及び特定の運航に必要となる１５．から２４．の計器並びに装備品であって、１－４－１により要求されていないもの |
| ２．飛行計器及び航法計器 | ２．飛行計器及び航法計器 |
| ２－１　飛行機は、次に掲げる飛行計器及び航法計器を備えなければならない。 | ２－１　飛行機は、次に掲げる飛行計器及び航法計器を備えなければならない。 |
| ２－１－１～２－１－５　（略） | ２－１－１～２－１－５　（略） |
| ２－１－６　外滑り・内滑り計を備えたジャイロ式旋回計（ターン・アンド・バンク・インジケーター）。ただし、２－１－１０により３６０度のピッチ及びロールの範囲に使用できる第３の姿勢指示器を備える場合には、外滑り・内滑り計のみを備えればよい。 | ２－１－６　外滑り・内滑り計を備えたジャイロ式旋回計（ターン・アンド・バンク・インジケーター）。ただし、２－１－１１により３６０度のピッチ及びロールの範囲に使用できる第３の姿勢指示器を備える場合には、外滑り・内滑り計のみを備えればよい。 |
| ２－１－７～２－１－９　（略） | ２－１－７～２－１－９　（略） |
| （削除） | ２－１－１０　次に掲げる飛行機は、操縦席で使用される２式のジャイロ式姿勢指示器の他に、２－１－１１に従って第３の同装置を備えること。<br>ａ　ターボジェット発動機を装備した各飛行機<br>ｂ　ターボプロップ発動機を装備した飛行機であって客席数（ただし、乗務員用座席を除く。）が３０席を超える最大有償搭載量が３４トンを超えるもの |
| ２－１－１０　ターボジェット発動機又はターボプロップ発動機を装備した飛行機は、操縦席で使用される２式のジャイロ式姿勢指示器の他に、次の規定に適合する第３のジャイロ式姿勢指示器を備えること。 | ２－１－１１　２－１－１０により要求される場合、次の規定に適合する第3のジャイロ式姿勢指示器を備えること。 |
| ａ～ｆ　（略） | ａ～ｆ　（略） |
| ３．　（略） | ３．　（略） |
| ４．洗面所の防火 | ４．洗面所の防火 |
| ４－１　（略） | ４－１　（略） |
| ４－２　旅客を運送する飛行機は、洗面所内にあるタオル、紙その他のごみを収納する容器に、備付けの消火装置を備えなければならない。備え付けの消火装置は、ごみ収納容器内で火災が発生した場合、当該容器内に自動的に消火剤を放出するよう設計されていなければならない。 | ４－２　旅客を運送する飛行機は、洗面所内にあるタオル、紙その他のごみを収納する容器に、備え付けの消火装置を備えなければならない。備え付けの消火装置は、ごみ収納容器内で火災が発生した場合、当該容器内に自動的に消火剤を放出するよう設計されていなければならない。 |
| また、最初の航空法（昭和２７年法律第２３１号）第１０条第１項の規定による耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による耐空性についての証明その他の行為（以下「耐空証明等」という。）が平成 23 年 12 月 31 日以後になされた飛行機にあっては、消火剤は、オゾン層を破壊する物質に関するモント | また、最初の耐空証明が平成 23 年 12 月 31 日以後になされた飛行機にあっては、消火剤は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(2009 年第 8 改訂)の附属書 A グループⅡに掲げる物質以外のものであること。 |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| リオール議定書(2009 年第 8 改訂)の附属書 A グループⅡに掲げる物質以外のものであること。 | |
| ５．非常用装備品 | ５．非常用装備品 |
| ５－１・５－２　（略） | ５－１・５－２　（略） |
| ５－３ 乗組員室、客室、貨物室及びギャレーで使用するために、承認された携帯用消火器を、次の規定に従って備えなければならない。 | ５－３ 乗組員室、客室、貨物室及びギャレーで使用するために、承認された携帯用消火器を、次の規定に従って備えなければならない。 |
| ５－３－１～５－３－６　（略） | ５－３－１～５－３－６　（略） |
| ５－３－７ 携帯用消火器のうち少なくとも１個（旅客を運送する飛行機は２個）は、ハロン 1211 又はそれと同等なものを消火剤とするものでなければならない。客室内に備えられた携帯用消火器のうち少なくとも 1 個は、ハロン 1211 又はこれと同等なものを消火剤とするものでなければならない。<br>また、最初の耐空証明等が平成 30 年 12 月 31 日以後になされた飛行機にあっては、消火剤は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(2009 年第 8 改訂)の附属書 A グループⅡに掲げる物質以外のものであること。 | ５－３－７ 携帯用消火器のうち少なくとも２個は、ハロン 1211 又はそれと同等なものを消火剤とするものでなければならない。客室内に備えられた携帯用消火器のうち少なくとも 1 個は、ハロン 1211 又はこれと同等なものを消火剤とするものでなければならない。<br>また、最初の耐空証明が平成 30 年 12 月 31 日以後になされた飛行機にあっては、消火剤は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(2009 年第 8 改訂)の附属書 A グループⅡに掲げる物質以外のものであること。 |
| ５－４・５－５　（略） | ５－４・５－５　（略） |
| ６．・７．　（略） | ６．・７．　（略） |
| ８．客室内部の部品材料 | ８．客室内部の部品材料 |
| ８－１・８－２　（略） | ８－１・８－２　（略） |
| ８－３　断熱/防音材　耐空類別が飛行機輸送Ｔの飛行機は、次の規定に適合しなければならない。 | ８－３　断熱/防音材　耐空類別が飛行機輸送Ｔの飛行機は、次の規定に適合しなければならない。 |
| ８－３－１・８－３－２　（略） | ８－３－１・８－３－２　（略） |
| ８－３－３　客席数が２０以上であって、平成２１年９月２日後に製造された飛行機にあっては、胴体の下半分に使用される断熱/防音材は、平成１５年８月２９日時点において有効であった耐空性審査要領第Ⅲ部4-10-3Aの火炎の耐貫通性要件に適合しなければならない。 | ８－３－３　乗客座席数が２０以上であって、平成２１年９月２日後に製造された飛行機にあっては、胴体の下半分に使用される断熱/防音材は、平成１５年８月２９日時点において有効であった耐空性審査要領第Ⅲ部4-10-3Aの火炎の耐貫通性要件に適合しなければならない。 |
| ９．操縦室用音声記録装置 | （新設） |
| ９－１　最大離陸重量が２７トンを超える飛行機であって、最初の耐空証明等が平成３０年１月１日以降になされたものにあっては、航空法施行規則第１４９条の規定に加え、操縦室用音声記録装置に通常電力を供給するものとは別に、次の規定に従って代替電源を装備しなければならない。なお、他の必要な負荷への電力供給が損なわれない限り、機体バッテリーを代替電源として使用してもよい。 | |
| ９－１－１　操縦室用音声記録装置及び操縦室備付エリアマイクロホンの両方に電力を10分±1分間供給できること。 | |
| ９－１－２　操縦室用音声記録装置への他のすべての電力供給が、通常の停止操作によるものを含むあらゆる電力喪失によって失われる場合、操縦室用音声記録装 | |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 置及び操縦室備付エリアマイクロホンへの電力供給が代替電源へ自動的に切り換えられるものであること。 | |
| ９－１－３　実現可能な範囲で、操縦室用音声記録装置の近くに配置されていること。 | |
| １０．その他の装備 | ９．その他の装備 |
| 飛行機は、次に掲げる装置を備えなければならない。 | 飛行機は、次に掲げる装置を備えなければならない。 |
| １０－１～１０―９　（略） | ９－１～９－９　（略） |
| １０－１０　１０－６により客室と操縦室との間又は客室と乗組員休憩室との間に扉を設けることが要求される飛行機（客席数が60又は最大離陸重量が45.5トンを超え、かつ、旅客を運送する飛行機に限る。）にあっては、各扉は平成15年8月29日時点において有効であった耐空性審査要領第Ⅲ部4-6-13-1及び4-6-13-2の要件に適合しなければならない。 | ９－１０　９－６により客室と操縦室との間又は客室と乗組員休憩室との間に扉を設けることが要求される飛行機（客席数が60又は最大離陸重量が45.5トンを超え、かつ、旅客を運送する飛行機に限る。）にあっては、各扉は平成15年8月29日時点において有効であった耐空性審査要領第Ⅲ部4-6-13-1及び4-6-13-2の要件に適合しなければならない。 |
| １１．貨物室及び荷物室 | １０．貨物室及び荷物室 |
| １１－１　（略） | １０－１　（略） |
| １１－２　上記１１－１を適用する場合において、「内張板」とは、接合部又は締め具のようにそれが火災を閉じ込める内張板の能力に影響を与えると考えられる全ての設計上の部材を含める。 | １０－２　上記１０－１を適用する場合において、「内張板」とは、接合部又は締め具のようにそれが火災を閉じ込める内張板の能力に影響を与えると考えられる全ての設計上の部材を含める。 |
| １１－３　（略） | １０－３　（略） |
| １２．　（略） | １１．　（略） |
| １３．乗客への通報要件、追加の安全ベルト要件 | １２．乗客への通報要件、追加の安全ベルト要件 |
| １３－１～１３－２　（略） | １２－１～１２－２　（略） |
| １３－３　旅客を運送する飛行機は、各乗客用座席から「着席中はシートベルトを着用すること」旨の読みやすい標識又はプラカードを少なくとも１つ視認できるものでなければならない。当該標識又は掲示板は、１３－１の要件に適合する必要はない。 | １２－３　旅客を運送する飛行機は、各乗客用座席から「着席中はシートベルトを着用すること」旨の読みやすい標識又はプラカードを少なくとも１つ視認できるものでなければならない。当該標識又は掲示板は、１２－１の要件に適合する必要はない。 |
| １４．機内放送システム（パブリックアドレスシステム） | １３．機内放送システム（パブリックアドレスシステム） |
| 旅客を運送する飛行機は、機内放送システムを次の規定に従って装備しなければならない。 | 旅客を運送する飛行機は、機内放送システムを次の規定に従って装備しなければならない。 |
| １４－１　ハンドセット、ヘッドセット、マイクロホン、切替スイッチ及び信号装置を除き、１５．により要求される乗務員インターホンシステムから独立して作動できること。 | １３－１　ハンドセット、ヘッドセット、マイクロホン、切替スイッチ及び信号装置を除き、１４．により要求される乗務員インターホンシステムから独立して作動できること。 |
| １４－２～１４－６　（略） | １３－２～１３－６　（略） |
| １５．乗務員インターホンシステム | １４．乗務員インターホンシステム |
| １５－１　旅客を運送する飛行機は、乗務員インターホンシステムを次の規定に従って装備しなければならない。 | １４－１　旅客を運送する飛行機は、乗務員インターホンシステムを次の規定に従って装備しなければならない。 |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| １５－１－１　ハンドセット、ヘッドホン、マイクロホン、切替スイッチ及び信号装置を除き、１４．により要求される機内放送システムから独立して作動できること。 | １４－１－１　ハンドセット、ヘッドホン、マイクロホン、切替スイッチ及び信号装置を除き、１３．により要求される機内放送システムから独立して作動できること。 |
| １５－１－２　１５－２の要件に適合すること。 | １４－１－２　１４－２の要件に適合すること。 |
| １５－２　１５－１により要求される乗務員インターホンシステムは、次の要件に適合するものでなければならない。 | １４－２　１４－１により要求される乗務員インターホンシステムは、次の要件に適合するものでなければならない。 |
| １５－２－１～１５－２－４　（略） | １４－２－１～１４－２－４　（略） |
| １５－２－５　ターボジェット発動機を装備し、最大離陸重量が5.7トンを超える飛行機は、次の要件に適合すること。 | １４－２－５　ターボジェット発動機を装備し、最大離陸重量が5.7トンを超える飛行機は、次の要件に適合すること。 |
| ａ・ｂ　（略） | ａ・ｂ　（略） |
| ｃ　１５－２－５ｂに規定される警報装置は、受信側が通常呼び出し又は緊急呼び出しを確認できる手段を有していなければならない。 | ｃ　１４－２－５(b)に規定される警報装置は、受信側が通常呼び出し又は緊急呼び出しを確認できる手段を有していなければならない。 |
| ｄ　（略） | ｄ　（略） |
| １６．夜間航行のための計器及び装備品 | １５．夜間航行のための計器及び装備品 |
| 夜間航行を行う飛行機は、航空法施行規則第１５４条の規定に加え、１６－１及び１６－２を装備しなければならない。 | 夜間航行を行う飛行機は、航空法施行規則第１５４条の規定に加え、１５－１及び１５－２を装備しなければならない。 |
| １６－１～１６－２　（略） | １５－１～１５－２　（略） |
| １７．　（略） | １６．　（略） |
| １８．補充酸素：ピストン発動機を装備した飛行機 | １７．補充酸素：ピストン発動機を装備した飛行機 |
| １８－１　一般　航空運送事業者は、２０．に規定される補充酸素を装備する場合を除き、次の要件を満足する補充酸素を装備し、搭乗者に対して酸素を供給しなければならない。本要件の規定により特定の運航に要求される補充酸素の量は、各航行及び経路で設定された運用手順と一致するとともに、飛行高度及び飛行時間に基づき定められる。 | １７－１　一般　航空運送事業者は、１９．に規定される補充酸素を装備する場合を除き、次の要件を満足する補充酸素を装備し、搭乗者に対して酸素を供給しなければならない。本要件の規定により特定の運航に要求される補充酸素の量は、各航行及び経路で設定された運用手順と一致するとともに、飛行高度及び飛行時間に基づき定められる。 |
| １８－２　乗組員に対する酸素供給装置は、次の要件を満足しなければならない。 | １７－２　乗組員に対する酸素供給装置は、次の要件を満足しなければならない。 |
| １８－２－１～１８－２－２　（略） | １７－２－１～１７－２－２　（略） |
| １８－２－３　当該飛行の終了まで操縦室における業務に従事しない航空機乗組員については１８－２－１及び１８－２－２の規定の適用において乗客とみなす。操縦室にいないが、当該飛行の終了までに操縦室において業務に従事する予定のある航空機乗組員に対しては、操縦以外の業務を有する航空機乗組員と同じ量の酸素を供給できること。 | １７－２－３　当該飛行の終了まで操縦室における業務に従事しない航空機乗組員については１７－２－１及び１７－２－２の規定の適用において乗客とみなす。操縦室にいないが、当該飛行の終了までに操縦室において業務に従事する予定のある航空機乗組員に対しては、操縦以外の業務を有する航空機乗組員と同じ量の酸素を供給できること。 |
| １９．補充酸素：タービン発動機を装備した飛行機 | １８．補充酸素：タービン発動機を装備した飛行機 |
| １９－１　一般　　タービン発動機を装備した飛行機を運航する航空運送事業者は、次の要件を満足する酸素供給装置を航空機に装備し、搭乗者に対して酸素を供給しなければならない。 | １８－１　一般　　タービン発動機を装備した飛行機を運航する航空運送事業者は、次の要件を満足する酸素供給装置を航空機に装備し、搭乗者に対して酸素を供給しなければならない。 |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| １９－１－１　供給される酸素の量は、少なくとも１９－２及び１９－３に適合する量でなければならない。 | １８－１－１　供給される酸素の量は、少なくとも１８－２及び１８－３に適合する量でなければならない。 |
| １９－１－２～１９－１－４　（略） | １８－１－２～１８－１－４　（略） |
| １９－２　航空機乗組員に対する酸素供給装置は、次の要件を満足しなければならない。 | １８－２　航空機乗組員に対する酸素供給装置は、次の要件を満足しなければならない。 |
| １９－２－１・１９－２－２　（略） | １８－２－１・１８－２－２　（略） |
| １９－２－３　当該飛行の終了まで操縦室における業務に従事しない航空機乗組員については１９－２－１及び１９－２－２の規定の適用において乗客とみなす。操縦室にいないが、当該飛行の終了までに操縦室において業務に従事する予定のある航空機乗組員に対しては、操縦以外の業務を有する航空機乗組員と同じ量の酸素を供給できること。 | １８－２－３　当該飛行の終了まで操縦室における業務に従事しない航空機乗組員については１８－２－１及び１８－２－２の規定の適用において乗客とみなす。操縦室にいないが、当該飛行の終了までに操縦室において業務に従事する予定のある航空機乗組員に対しては、操縦以外の業務を有する航空機乗組員と同じ量の酸素を供給できること。 |
| １９－３　（略） | １８－３　（略） |
| ２０．与圧客室を有する飛行機の補充酸素:ピストン発動機を装備した飛行機 | １９．与圧客室を有する飛行機の補充酸素:ピストン発動機を装備した飛行機 |
| ２０－１　ピストン発動機を装備し、与圧客室を有する飛行機を運航する航空運送事業者は、与圧に不具合が発生した場合に搭乗者に酸素を供給するため、２０－２及び２０－３の要件を満足する酸素供給装置を装備しなければならない。 | １９－１　ピストン発動機を装備し、与圧客室を有する飛行機を運航する航空運送事業者は、与圧に不具合が発生した場合に搭乗者に酸素を供給するため、１９－２及び１９－３の要件を満足する酸素供給装置を装備しなければならない。 |
| ２０－２・２０－３　（略） | １９－２・１９－３　（略） |
| ２１．緊急降下及び救急用の補充酸素:タービン発動機を装備し、与圧客室を有する飛行機 | ２０．緊急降下及び救急用の補充酸素:タービン発動機を装備し、与圧客室を有する飛行機 |
| ２１－１　一般　タービン発動機を装備し、与圧客室を有する飛行機を運航する航空運送事業者は、与圧に不具合が発生した場合に搭乗者に酸素を供給するため、２１－２から２１－５を満足する酸素供給装置を航空機に装備しなければならない。 | ２０－１　一般　タービン発動機を装備し、与圧客室を有する飛行機を運航する航空運送事業者は、与圧に不具合が発生した場合に搭乗者に酸素を供給するため、２０－２から２０－５を満足する酸素供給装置を航空機に装備しなければならない。 |
| ２１－２　10,000フィート(3,050メートル)を超える飛行高度で飛行する場合には、１９．の要件に従い、かつ、操縦室において業務に従事する航空機乗組員に対しては、当該飛行機の最大運用高度から10,000フィート(3,050メートル)まで一定の降下率により10分間で降下し、10,000フィート(3,050メートル)の高度で1時間50分間飛行する間、十分な酸素を供給できる酸素供給装置を装備しなければならない。 | ２０－２　10,000フィート(3,050メートル)を超える飛行高度で飛行する場合には、１８．の要件に従い、かつ、操縦室において業務に従事する航空機乗組員に対しては、当該飛行機の最大運用高度から10,000フィート(3,050メートル)まで一定の降下率により10分間で降下し、10,000フィート(3,050メートル)の高度で1時間50分間飛行する間、十分な酸素を供給できる酸素供給装置を装備しなければならない。 |
| ２１－３　航空機乗組員による酸素マスクの使用 | ２０－３　航空機乗組員による酸素マスクの使用 |
| ２１－３－１　フライトレベル250(7,600メートル)を超える飛行高度において運航する場合には、操縦室において業務に従事する各航空機乗組員に対して、片手で五秒以内に収納場所から顔面への迅速な装着、適切な保護、密閉、必要に応じた酸素の供給が可能である酸素マスク（クイック・ドニング式のものをいう。以下この項から２１－３－３までにおいて同じ。）を装備しなければならない。また、酸素マスクは、使用時に眼鏡を外す必要がなく、かつ、緊急時に航空機乗組 | ２０－３－１　フライトレベル250(7,600メートル)を超える飛行高度において運航する場合には、操縦室において業務に従事する各航空機乗組員に対して、片手で五秒以内に収納場所から顔面への迅速な装着、適切な保護、密閉、必要に応じた酸素の供給が可能である酸素マスク（クイック・ドニング式のものをいう。以下この項から２０－３－３までにおいて同じ。）を装備しなければならない。また、酸素マスクは、使用時に眼鏡を外す必要がなく、かつ、緊急時に航空機乗組 |

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 員がとるべき措置を遅らせることなく装着が可能なものでなければならず、装着後に航空機乗組員と他の乗務員の間の機内通信系統を用いた迅速な連絡を妨げるものであってはならない。当該高度を飛行する場合であって酸素マスクを使用しないときは、当該酸素マスクは使用可能な状態で、航空機乗組員が着座した状態で即座に手の届く範囲に配置されていなければならない。 | 員がとるべき措置を遅らせることなく装着が可能なものでなければならず、装着後に航空機乗組員と他の乗務員の間の機内通信系統を用いた迅速な連絡を妨げるものであってはならない。当該高度を飛行する場合であって酸素マスクを使用しないときは、当該酸素マスクは使用可能な状態で、航空機乗組員が着座した状態で即座に手の届く範囲に配置されていなければならない。 |
| ２１－３－２・２１－３－３　（略） | ２０－３－２・２０－３－３　（略） |
| ２１－４～２１－６　（略） | ２０－４～２０－６　（略） |
| ２２．装備品の基準 | ２１．装備品の基準 |
| ２２－１　ピストン発動機を装備した飛行機<br>１８．に適合するために必要な酸素供給装置、酸素の最低流量及び酸素の供給は昭和41年10月20日時点において有効であった耐空性審査要領第Ⅲ部6-5-5から6-5-12までの要件に適合しなければならない。 | ２１－１　ピストン発動機を装備した飛行機<br>１７．に適合するために必要な酸素供給装置、酸素の最低流量及び酸素の供給は昭和41年10月20日時点において有効であった耐空性審査要領第Ⅲ部6-5-5から6-5-12までの要件に適合しなければならない。 |
| ２２－２　タービン発動機を装備した飛行機<br>１９．及び２１．に適合するために必要な酸素供給装置、酸素の最小流量率及び酸素の供給は昭和41年10月20日時点において有効であった耐空性審査要領第Ⅲ部6-5-5から6-5-12までの要件に適合しなければならない。 | ２１－２　タービン発動機を装備した飛行機<br>１８．及び２０．に適合するために必要な酸素供給装置、酸素の最小流量率及び酸素の供給は昭和41年10月20日時点において有効であった耐空性審査要領第Ⅲ部6-5-5から6-5-12までの要件に適合しなければならない。 |
| ２３．防護呼吸装置 | ２２．防護呼吸装置 |
| ２３－１　２３－２に規定される装備品、酸素及び通信の要件に適合する承認された防護呼吸装置（PBE）を機体に装備しなければならない。 | ２２－１　２２－２に規定される装備品、酸素及び通信の要件に適合する承認された防護呼吸装置（PBE）を機体に装備しなければならない。 |
| ２３－２　与圧客室及び非与圧客室を有する飛行機　　次の要件に適合するPBEを装備しなければならない。 | ２２－２　与圧客室及び非与圧客室を有する飛行機　　次の要件に適合するPBEを装備しなければならない。 |
| ２３－２－１・２３－２－２　（略） | ２２－２－１・２２－２－２　（略） |
| ２３－２－３　PBEの目を覆う部分は、乗務員が職務を遂行できない程度まで装着者の視界を損なうものであってはならない。また、視野を損なうことなく、又は２３－２－１により要求される保護を喪失することなく、眼鏡を使用することができるようなものでなければならない。 | ２２－２－３　PBEの目を覆う部分は、乗務員が職務を遂行できない程度まで装着者の視界を損なうものであってはならない。また、視野を損なうことなく、又は２２－２－１により要求される保護を喪失することなく、眼鏡を使用することができるようなものでなければならない。 |
| ２３－２－４　（略） | ２２－２－４　（略） |
| ２３－２－５　PBEは使用中、２３－２－４において参照されている、いなかる客室乗務員席においても乗務員がインターホン系統を使用可能なものでなければならない。 | ２２－２－５　PBEは使用中、２２－２－４において参照されている、いなかる客室乗務員席においても乗務員がインターホン系統を使用可能なものでなければならない。 |
| ２３－２－６　２２．の酸素供給装置の基準に適合する場合には、PBEは本要件の補充酸素に係る要件に適合するものとして使用してよい。 | ２２－２－６　２１．の酸素供給装置の基準に適合する場合には、PBEは本要件の補充酸素に係る要件に適合するものとして使用してよい。 |
| ２３－２－７　酸素の持続時間及び供給系統の装置の要件は以下のとおりである。 | ２２－２－７　酸素の持続時間及び供給系統の装置の要件は以下のとおりである。 |
| ａ・ｂ　（略） | ａ・ｂ　（略） |

「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」（平成元年 12 月 1 日制定（空航第 769 号、空検第 928 号））
一部改正　新旧対照表

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| c　化学的酸素発生装置以外にあっては、２３－３に掲げる飛行前の装置の点検中に、酸素が十分に充填されていることを乗務員が容易に確かめることができる手段を有してなければならない。 | c　化学的酸素発生装置以外にあっては、２２－３に掲げる飛行前の装置の点検中に、酸素が十分に充填されていることを乗務員が容易に確かめることができる手段を有してなければならない。 |
| d　（略） | d　（略） |
| ２３－２－８・２３－２－９　（略） | ２２－２－８・２２－２－９　（略） |
| ２３－３　（略） | ２２－３　（略） |
| ２４．・２５．　（略） | ２３．・２４．　（略） |

附則（令和8年4月20日　国空安政第130号）
1. 本サーキュラーは、令和8年4月20日から適用する。
2. 本サーキュラーの適用の際現に航空運送事業の用に供されている大型飛行機については、本サーキュラー適用の日から二年間は、改正後の９－１に規定する代替電源の装備を猶予する。
3. 本サーキュラーの適用の際現に航空運送事業の用に供されている改正前の大型飛行機に該当しない飛行機であって、改正後の１－１に定める大型飛行機に該当するものについては、本サーキュラー適用の日から六月間は適用しない。